



歯科保健目標

東京都  
2010年  
歯科保健目標

年齢

必要とされる事業

地域

ライフステージ

個人が必要とする歯科保健行動

●永久歯う蝕、歯周疾患への対策を通して自己健康管理を行い、生活習慣の確立をめざす

●顎・顔面の正常な発育を促し、健全な学齢期につなげる

う蝕のない者  
50%以上  
(12歳)

う蝕のない者  
75%以上  
(9歳)

う蝕のない者  
95%以上  
(6歳)

乳歯う蝕のない者  
70%以上  
(5歳)

乳歯う蝕のない者  
90%以上  
(3歳)

20歳

- ⑩白い歯たち健診
- ⑪入学時歯科健診

18歳

- ⑩18歳白歯健診

14歳

- ⑩お口の機能健診

12歳

- ⑩12歳白歯健診

9歳

- ⑩就学時歯科健診

6歳

- ⑩歯のパスポート健診

5歳

- ⑩おやつ(間食)教室
- ⑩フッ素ブクブクうがい教室

3歳

- ⑩8020・すこやか家族表彰
- ⑩3歳児歯科健診(口腔の発育状況の把握、習癖改善指導)

1歳半

- ⑩おやつ(間食)教室

7ヶ月

- ⑩1歳6ヶ月児歯科健診
- ⑩カミカミゴクン教室

4ヶ月

- ⑩こんにち歯健診(乳中切歯の萌出開始した者)
- ⑩離乳食教室(さようならおっぱい)
- ⑩乳児歯科保健指導

誕生

- ⑩妊婦歯科健診

後期

- ⑩お口の健康教室(後期)

中期

- ⑩お口の健康教室(中期)

前期

- ⑩お口の健康教室(前期)

新婚の者

- ⑩ハッピーウエディング歯科健診

③健全母性育成事業

②6学校歯科健診

②8幼稚園・保育園歯科健診

②0おっぱい教室(産後ケア事業)

②8出産前小児歯科保健指導事業

②9子供の歯ブラッシング教室(生え変わり刷牙指導)

②4七五三歯科健診

②1母子栄養管理事業

②9パパ教室

③4GPP予防プログラム

③0かむかむクッキング教室・歯と口の健康に関する図画ポスターコンクール

②5七五三お食事歯ブラッシング教室

②2両親学級

③1歯のパスポート事業

②5七五三お食事歯ブラッシング教室

②2両親学級

②9パパ教室

12歳～20歳程度を対象とした歯科保健行動

- 妊娠とお口の健康との関係についての知識を身につける
- 喫煙と全身の健康、歯周病との関係についての知識を身につける
- 定期健診を受診し、早期発見・早期治療・治療後の継続的な予防を心掛ける。永久歯列完成の確認を行い、口腔機能の維持増進に関する知識を身につける
- 生活習慣病についての作文等を作成し、食生活は生活習慣病予防の基本であることを理解し、健康的な食生活習慣を身につけるとともに、自立した人間になるよう努力する
- 食事(食生活・甘味食品・甘味飲料)についての正しい知識を身につける
- 福祉施設等において口腔ケア・食事介助等を体験し、食のあり方、その重要性、高齢者に対する敬いの気持ちを育てる
- スポーツと咬合(噛み合せ)に関する知識を身につけ、ホディーコンタクトのあるスポーツにおけるマウスガードの使用を心掛ける
- 12歳白歯の守り方を学び、そのことから成長を捉え、健康に対する関心を深め、自立心を培う

5歳～12歳程度を対象とした歯科保健行動

- 混合歯列期にある自分・友達の口を観察することから成長を捉え、健康に対する関心を深めると共にセルフチェックの習慣を身につける
- 口腔の健診を受け、乳歯列、口腔機能の完成を確認する。萌出した永久歯を観察し、歯を大切にすることを身につける
- 混合歯列の始まりに当たり、保護者はこれから10年ほどかけて永久歯列が完成していくことを理解する
- 永久歯の萌出に向け、口腔内の環境を整える
- 正しい食生活、おやつの取り方を学習し、「食べたらみがく」といった、自立した口腔清掃の習慣を身につける
- フッ素配合歯磨剤の使用とかかりつけ歯科医によるシーラント等の予防処置を受ける

3歳～5歳程度を対象とした歯科保健行動

- 乳歯列の完成を確認し予防、口腔疾患の早期治療、口腔機能の育成(口腔の習癖の把握と除去)に努める
- 口腔をいつも綺麗で気持ちの良い状態に保ちその感覚を身につけるよう心掛ける
- かかりつけ歯科医による定期的なフッ素塗布を受ける
- 家庭においてフッ素洗口を行う
- 保護者による正しい口腔清掃の実施と、子供にも歯ブラシを持たせ口腔清掃の習慣を身につけさせる

6ヶ月から3歳程度を対象とした歯科保健行動

- 口腔疾患の早期発見・早期治療、第一乳歯の萌出を確認する
- 第一乳歯の萌出により咀嚼が可能となるので、正しい食生活を学ぶ
- フッ素洗口を開始する
- 乳前歯の萌出から口腔の変化を学び、口腔清掃の始め方を学ぶ

出産から6ヶ月程度を対象とした歯科保健行動

- 正しい離乳の方法を学ぶ
- 授乳に関する正しい知識を身につける
- 母子健康づくりや栄養管理、今後の食生活のあり方を学び母乳の重要性を理解する
- 食べる機能の発達に関する知識を得る

妊娠中の歯科保健行動

- 妊婦教室への参加：妊娠中の生活リズム、食生活が胎児に及ぼす影響を理解する
- 妊婦歯科健診の受診：早期発見・早期治療を行う、口腔疾患の原因を理解する
- 生活習慣の見直し及び改善：口腔清掃法の習得
- 口腔疾患の治療、生活習慣の改善
- 家族ぐるみの取り組み：口腔疾患における家族の重要性を理解し、出産までに近親者の口腔内の環境を整えるよう努める。子育てにおける父親の役割を理解する

歯科保健目標

東京都  
2010年  
歯科保健目標

年齢

必要とされる事業

地域

職域

ライフステージ

個人が必要とする  
歯科保健行動

生活習慣病対策を通して、歯周病予防、咬合の維持改善をめざす。

CPI最大コード  
3以上の割合  
40%以下  
(60歳)

無歯顎者の割合  
1%以下 (60歳)

現在歯数  
24歯以上の割合  
65%以上  
(60歳)

CPI最大コード  
3以上の割合  
30%以下  
(50歳)

CPI最大コード  
3以上の割合  
20%以下  
(40歳)

65歳

- ⑥⑧高齢者歯科健診 (65歳)
- ⑥⑨ライフアップ・ステップアップ歯科健診
- ⑥⑩シルバー歯科健診

60歳

- ⑥⑤還暦歯科健診 (60歳)
- ⑥②おいしく食べ続けるための相談

55歳

- ④③成人節目歯科健診 (55歳)
- ⑤①若さを保つための歯のサロン

50歳

- ④④歯周疾患検診【老健法】
- ⑥⑩国保更新時歯科健診
- ④⑤成人節目歯科健診 (45歳)
- ④⑥ナイスダディー歯科相談

40歳

- ④④歯周疾患検診【老健法】
- ④⑦親子歯科健診
- ④⑦おかあさん、おめでとう歯科健診
- ④⑤成人節目歯科健診 (35歳)
- ④⑥園児と一緒に歯科健診
- ④⑤出産後健診指導
- ④④結婚歯科健診 (素敵な出会いはお口から)

30歳

- ④⑤成人節目歯科健診 (30歳)
- ④②子育て支援相談 (第一子健診・第二子健診等)
- ④①お歯だの曲がりかど歯科相談 (成人節目歯科健診 25歳)
- ④④ハッピーウエディング歯科健診

22歳

- ③⑨入社時歯科健診
- ③⑩卒業時歯科健診
- ③⑦お口のエチケットラブ・ラブ健診指導

20歳

- ③⑥白い歯たち健診
- ③⑤お誕生日歯科健診 女性のための歯肉健診

18歳

- ③⑦入学時歯科健診

⑥①退職時歯科健診・地域のかかりつけ歯科医を持つための健診

④②生活習慣病予防・歯周疾患予防プログラム

⑤④働く母親歯科相談・保健指導事業

③⑧お口の健康審美的広報事業

⑤⑥単身赴任者支援事業

⑤⑤海外派遣前歯科健診・帰国後歯科健診

⑤⑦社員のお口マナー指導事業

⑤⑨エグゼクティブ歯科保健相談

⑤⑧職域歯科健診 (学校教職員歯科健診)

⑥⑩ヤングのための歯科保健相談

産業保健センターとの連携

④②生活習慣病予防のための健康支援事業

④③歯周疾患予防教室

④④介護者支援事業

●居住地でのかかりつけ歯科医を持つこと

○60歳代までに歯科疾患治療を受けておく

●セルフケアの実行とプロフェッショナルケアの充実 (楽しく・美味しく・食事が取れるように)

○50歳代から高齢期の口腔保健についての知識を持つ

●セルフケアの指導とプロフェッショナルケア (定期健診) を受ける

●かかりつけ歯科医において、年2回以上の定期健診を受ける

●口腔と全身の健康の関わりについて熟知する

●健康な口腔機能維持のために食生活を含めた生活習慣の指導を受ける

●口腔保健の重要性についての認識を深める

●歯周病予防のための禁煙指導を受ける

歯科保健目標

東京都  
2010年  
歯科保健目標

年齢

必要とされる事業

高齢者

要介護の高齢者

個人が必要とする  
歯科保健行動

歯の健康は、生活の質を左右する重要な要素である。

無歯顎者の割合  
10%以下  
(80歳)

現在歯 20 歯  
30%以上  
(80歳)

無歯顎者の割合  
5%以下 (70歳)

現在歯 20 歯  
60%以上  
(70歳)

無歯顎者の割合  
1%以下 (60歳)

現在歯 24 歯  
65%以上  
(60歳)

90歳

- ②⑨ 卒寿歯科健診 (90歳)
- ②⑩ 9010 表彰等
- ②⑪ 米寿歯科健診 (88歳)

80歳

- ②⑫ 傘寿歯科健診 (80歳)
- ②⑬ 8020 歯科健診・表彰
- ②⑭ 8020 達成者へのゴールドカードの授与
- ②⑮ 8020 ステキ会
- ②⑯ 成人歯科健診の80歳までの延長
- ②⑰ 喜寿歯科健診 (77歳)

75歳

- ②⑱ 古希歯科健診 (70歳)

70歳

- ②⑲ ライフアップ・ステップアップ歯科健診
- ②⑳ 高齢者歯科健診 (65歳)

65歳

- ②㉑ 敬老の日歯科健診

60歳

- ②㉒ シルバー歯科健診
- ②㉓ 還暦歯科健診 (60歳)

⑧⑩ 高齢者の口腔領域についての健診・啓発事業

⑧⑪ 高齢者を対象とした、栄養、食事指導等に関する事業（食への支援事業）

⑧⑫ 介護予防、社会参加等を推進させる支援事業（閉じこもり予防事業等を含む事業）

事業は、ADL等の身体機能、精神機能、生活機能等の程度によって選択される

⑧⑬ 要介護高齢者の口腔領域の健診・啓発事業

⑧⑭ 在宅、施設健診後の口腔健康指導事業

⑧⑮ 摂食・嚥下障害者への「食」の支援事業

⑧⑯ 介護関連職種等への口腔情報提供事業

⑧⑰ 要介護高齢者への歯科医療支援事業

- ターミナル期においては、緩和ケアを含めた、口腔領域のケアを受ける

- 食に関連する職種を把握し、具体的な栄養、食の介護についての指導を受ける

- 居住地域で、かかりつけ歯科医を持ち、定期的に受診するとともに、必要に応じて、訪問歯科診療、居宅療養管理指導等を受ける

- 要介護状態になる前に、口腔を健康な状態にしておく

- 口腔領域の介護方法について理解をする

- 自立した、口腔のセルフケアを目指し、口腔内の自己チェックの習慣を持つ

- 口腔のケアについて、セルフケアとプロフェッショナルケアの意義を理解し実践する

- かかりつけ歯科医による定期健診を受ける（年、3回程度）

- 咀嚼、咬合の維持安定を目指し、健康な口腔機能を保持するために、歯科疾患治療を継続して受ける

- 口腔と全身の関係を理解し、高齢期の歯科保健の重要性について理解する

総括 ライフステージに沿った歯科保健

No.	事業名	内容
A B C D E F 関連法規	母子保健法	母性並びに乳児及び幼児の健康の保持および増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民健康の向上に寄与することを趣旨として、昭和40年に公布された。この法律に、1歳6ヶ月児、3歳児歯科健診が規定されている。
	学校保健法	昭和33年に公布され、学校環境衛生、健康診断、事後措置、健康相談、予防措置、学校歯科医の職務などの、学校における保健管理および安全管理に関し必要な事項を規定している。また、教職員の健診は、この法律に定められている。
	労働安全衛生法	昭和47年に公布され、第13条には、「産業医による健康管理」が、第66条の2には「健康診査の結果に対して事業者が医師、歯科医師から必要な意見を聴く義務」が規定されている。
	老人保健法	老後の健康保持と適切な医療の確保のため、疾病予防、治療、機能訓練などを総合的に実施し、もって国民保健の向上及び老人福祉の向上を図ることを趣旨として、昭和57年に公布された。
	健康増進法	急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康増進を図るために『健康日本21』が策定され、根拠法として平成14年に健康増進法が公布された。この法律の中で歯科医師も保健指導に係ることになっており、国は歯科保健に関する情報提供、歯科保健に関する目標値等の設定を行い、都道府県は歯科保健計画を定める義務が、市町村ではその計画を定める努力義務が規定されている。
	地域保健法	近年の急激な人口高齢化と出生率の低下、慢性疾患の増加による疾病構造の変化、地域住民のニーズの多様化、食品の安全性、ゴミ・地球環境や生活環境への住民意識の高まり等に対応し、サービスの受け手である生活者の立場を重視した地域保健の新たな体系を構築する法律で平成6年に公布された。
G	妊婦歯科健診	口腔疾患の原因菌は両親を中心とした家族からの伝播であることから、特に妊婦の口腔環境を改善するために、妊娠のできるだけ早い時期に歯科健診を行い、原因菌の除去、減少をはかることが重要である。
H	乳幼児歯科健診・園児歯科健診	乳幼児期は顎・顔面の正常な発育を促し、健全なライフステージを全うするための出発点であるので、この時期における歯科健診は大変重要である。特に1歳6ヶ月児、3歳児歯科健診は義務づけられているが、それ以外にも4歳児、5歳児歯科健診も実行されるべきである。
I	学校歯科健診	学校歯科健診としては、就学時、定期的な歯科健診が義務化されている。小学校低学年の永久歯う蝕発生期、高学年のう蝕多発期、中学、高校の歯周疾患発生期への対策を通じて、学校歯科健診を充実させる必要がある。
J	成人歯科健診	学校保健法による歯科健診以降における法定歯科健診は、老人保健法による40歳50歳の歯周疾患検診しかない。およそ20歳から65歳までのライフステージでは、成人歯科保健として、地域における成人歯科健診が切れ目なく実施されるべきである。
K	高齢者歯科健診	高齢者の口腔状態は、健康高齢者であれ、要介護高齢者であれ、食事の楽しみのため、会話を楽しむため、またADLを維持するため、常に良好に保っておくべきである。そのためには、定期的な歯科健診を実施することにより、口腔機能を含めた正常な口腔状態を維持すべきである。
L	職域歯科健診	労働安全衛生法第66条第3項において歯科医師による健康診査が義務づけられている職種は、塩酸・硫酸・亜硫酸・フッ化水素・黄燐その他歯の支持組織に有害なガス、蒸気または粉塵を発生する場所における業務とされており、それ以外の職場における歯科健診は義務ではない。しかるに、ライフステージに沿った一貫性のある歯科保健を推進するためには、職域における歯科健診はT H Pの立場からも実施されるべきである。
L	海外派遣労働者歯科健診	海外派遣労働者の健康診査について労働安全衛生規則第45条の2「本邦以外の地域に、6ヶ月以上派遣しようとする時と、6ヶ月以上派遣した労働者を本邦の地域内における業務に就かせる時に行わなければならない」とあるが、現在、歯科健診はこの中に規定されていない。しかしながら、東京都歯科医師会が平成12年3月に200社（回答96社）の企業に対して行った、「長期海外派遣に関する歯科アンケート調査」の結論によれば、健康診断の項目に歯科健康診査を加えることが重要であるとしている。この結果に従って、海外派遣労働者に対する歯科健康診査を職域歯科保健の一環として実施すべきである。
M	妊産婦歯科健康プログラム	妊娠の各時期における胎児の成長に関係する栄養摂取や、母胎の健康維持のための口腔ケアの必要性等に関して、その指導を受けることは大変重要なことである。妊娠前期・中期・後期におけるこれらの健康プログラムを必要に応じて実施する。
N	う蝕予防プログラム	乳幼児期・学童期はう蝕発症又は発生の危険性が高い時期であり、科学的なカリエスリスクの判定に基づくう蝕予防プログラムの立案と実施が望まれる。実際には、う蝕原性細菌のレベルや活性、唾液の流量や質、食生活の実態などのう蝕発症要因を考慮したフッ化物応用、シーラントさらには口腔清掃・食生活指導を組み合わせた予防プログラムが実施されるべきである。
O	成人・高齢期のう蝕予防プログラム	平成11年歯科疾患実態調査による年齢別う蝕有病者率では、昭和62年、平成5年と比べて乳歯は1～10歳までの低下が著明であるが、永久歯では30歳までの若い年齢層のう蝕有病率は低下しているものの、それ以降は依然高い率を示している。これらのう蝕は根面う蝕が殆どであると考えられ、これに対する予防処置に取組む必要がある。すなわち成人・高齢期においては、乳幼児・児童・生徒等に対するう蝕予防とは異なったう蝕予防プログラムを実施すべきである。
P	よりよく食べる機能の獲得プログラム	生命を維持するための機能として重要なことは食べることであり、この機能の獲得は簡単ではない。食べる機能は一生持続されなければならない。特に乳幼児期における「食べる機能の獲得」は口腔周囲筋の正常な発育を促進する上からも重要なプログラムとなる。

No.	事業名	内容
Q	自己健康管理プログラム	健康は、基本的には自己の努力によって作られるものであり、国・自治体や健康関連職種はそれを支援するものである。口腔の健康についても同様である。生涯にわたり自分の口腔の健康を保持する努力（定期的健診を受ける、日々の口腔ケアの実践など）を継続していかなくてはならない。特に、学童期においては、生活習慣構築の時期にあたるので、学校教育の一環として口腔の健康を如何に保持するかを、しっかり確立するべきである。
R	生活習慣病予防プログラム	健康日本 21 の目的は、「壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上」であり、9つの分野について指標と評価の目安が示されている。特にがん、心臓病、脳卒中、肥満、糖尿病などの生活習慣病については、それを改善するための予防プログラムを確立する必要がある。歯科からのアプローチとしては、肥満、糖尿病と歯周疾患の関係、喫煙と歯周疾患の関係などに取り組むことによって、国民の健康づくりに寄与することができる。
S	介護予防プログラム	歯周疾患予防は、健康日本 21 において「歯の健康」の一つとして具体的な数値目標をあげて、それを達成することになっている。若年性の歯周疾患が多く見られることから、ライフステージの早期に歯周疾患予防プログラムに参加することが重要である。
T	高齢者口腔機能回復プログラム	介護保険制度の円滑な実施の観点から、高齢者が要介護状態に陥ったり、状態が悪化することがないように、介護予防施策や自立した生活を確保するために必要な支援を行う生活支援施策の推進を図るため、「介護予防・生活支援事業」を平成 13 年 4 月 1 日から行うことが、厚生労働省から通知された。市町村事業としては、高齢者などの生活支援事業（外出支援サービス、グループリビング支援事業など）、介護予防・生きがい活動事業（転倒骨折予防、食の自立支援、家族介護など）があげられている。歯科からの取組としては、特に介護の 3 大予防にあげられている「転倒骨折予防」「閉じこもり予防」「気道感染予防」について、専門家としての係わりを積極的に持つべきである。
U	障害者（児）への口腔保健・歯科治療の充実プログラム	健康高齢者であれ、要介護高齢者であれ、高齢期における健康増進プログラムは重要である。特に要介護高齢者では、常用薬の副作用として口腔乾燥症を引き起こすことによる口腔機能の低下がみられ、また、骨粗鬆症の発症による口腔機能の低下などの諸問題も指摘されている。これらの要因も含めて口腔領域においては、高齢者の口腔保健、栄養食事指導、社会参加支援等について関連職種と連携を保ちながら、高齢者歯科医療保健を推進する必要がある。
V	摂食・嚥下リハビリテーションプログラム	障害者（児）への口腔保健・歯科治療の必要性は、ライフステージにおける一貫性のある施策から考えても重要なことである。歯科診療室のバリアフリー化支援、専門医療機関・口腔保健センターの活用、高次医療機関や他職種との連携を推進する中で充実されるべきである。
W	摂食・嚥下リハビリテーションプログラム	摂食・嚥下リハビリテーションは、歯科医療の特性であり、口腔機能の専門家である歯科医師がこれに積極的に関与していくべきである。そのための歯科医師の養成を、一層充実させる必要がある。
W	生活習慣病等を有する者への口腔保健・歯科治療の充実プログラム	糖尿病、心疾患などの生活習慣病に起因する疾病を有する者に対しては、医科との連携の上で健常者とは異なった、それぞれの個人に見合った口腔保健プログラムを立案し、また、それらの基礎疾患を念頭におきながら歯科治療プログラムを確立する必要がある。

## 乳幼児・学齢期

# ライフステージに沿った歯科保健

## 解説

No.	事業名	内容	対象者	関連職種等
1	お口の健康教室 (妊娠前期・中期・後期)	妊娠初期（～15週）：つわり等による吐き気・嘔吐のため食事が十分に摂れなくなったり、食欲が低下する。胎児の歯・骨・脳・神経等の形成期であり、乳歯胚の石灰化が始まるかなり以前の時期にマトリックスが形成されるので良質なたんぱく質・カルシウム・燐・ビタミン A、D などの摂取に気をつけた食生活をする。また、口腔環境も悪化する可能性があるため、口腔清掃指導を行う。 妊娠中期（～27週）：食欲も安定し体調が回復してくる。胎児の成長・発育、胎児の嗜好性への影響を考え甘味食品・濃い味付けを避け、バランスの良い食生活を身につける。安定期に入るのでこの6～7ヶ月の間に口腔疾患に対して対処する。また新生児期、乳幼児期における口腔衛生の概要に関する知識を供与する。 妊娠後期（28週～）：胎児の栄養素の要求量が高まり、分娩・産後のために母体の体力も保持しなければならないためバランス良く栄養を取る必要がある。妊娠中毒・むくみ、胎児の成長・発育を考え、よく噛んで食べる食生活を勧める。また、周産期における問題、乳児初期の口腔衛生、産後の授乳等に関する知識を供与する。	妊婦	医師・地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 保健師・歯科衛生士 栄養士
2	妊婦歯科健診	妊婦が口腔診査を受け、口腔疾患の早期発見に努める。同時に、口腔清掃に関する知識を身につけ、乳児期・幼若乳歯の口腔衛生の概要が理解できるようにする。		地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士

No.	事業名	内容	対象者	関連職種等
3	乳児歯科保健指導	乳歯の萌出前後の時期は、これから生えてくる歯または萌出してまもない乳歯を、いかに健全な状態で永久歯に移行させるか、そして、その計り知れない意義を理解してもらうためには最適な時期である。また、この期間は法律で定められた歯科健診は無く、乳児を持つ母親にとっても、歯科保健の問題はその健康の維持に興味はあっても、教えてくれる人や疑問を解決してくれる専門家と接する機会の少ない時期である。この時期にブラークコントロールのみならず、ボトルカリエスや食生活によるう蝕の発病などの知識を与えることは、その後の子供の成長に大きな利益をもたらすとともに、歯科保健分野からの子育て支援の有効策となる。	生後から1歳未満	地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士 センター保健所 産婦人科医・保母 助産婦・栄養士 保健師
4	離乳食教室 (さようならおっぱい)	生後5～6ヶ月頃の乳幼児を持つ親に対し、離乳のあり方を説明する。離乳は乳児に種々の半固形食を与え、次第にその硬さ、量、種類などを増して乳児用の固形食に変えてゆくことを目指している。通常生後5ヶ月頃が適切とされており、離乳完了は主な栄養が乳汁以外の食物(カロリーのうち60～70%)で摂取されるようになることで、その時期は満1年とされている。この間は、個人の摂食嚥下機能を完成させる上で重要な時期であることを学ぶ。	生後6ヶ月頃の 乳幼児を持つ親	
5	こんにち歯健診 (乳中切歯の萌出開始した者)	乳中切歯の萌出した乳児に対し、先天性歯、リガ・フェーデ病、上皮真珠、生歯困難、ヘルペス性歯肉口内炎、下顎リンパ腺の腫脹等乳幼児に起こりうる疾患等のための口腔内の健診を行う。乳歯の萌出は生後7ヶ月頃から始まり、乳歯列の完成は通常生後3歳である。歯の萌出は、両親にとって感動的なものである。このときに、今後の乳歯列・永久歯列の完成時期、口腔清掃の方法、食生活のあり方等その育成に関して学ぶ。また、歯の成熟・脱灰・再石灰化を理解する。	乳中切歯の萌出 開始した乳幼児 (おおむね7ヶ月頃)	地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士
6	カミカミ・ゴククン教室	離乳後期でも、食事は大人と同様ではない。1歳半頃の幼児に対し、良質なタンパク質、ミネラル、ビタミンの多い食事を、適量よく噛んで食べる習慣を付ける。子供による歯ブラシ、親の仕上げ磨きの練習も同時に行う。		
7	1歳6ヶ月児歯科健診	1歳半頃の乳児に対し、口腔内の硬組織・軟組織疾患、口腔機能等に関し健診する。この頃になると、上顎乳中切歯の近心隣接面あるいは歯頸部にう蝕が発生することが多いので、口腔清掃の方法、食生活のあり方等を学ぶ。今後、第2乳臼歯の萌出により乳歯列が完成すること、その後永久歯の萌出が始まることなどを学ぶ。歯の成熟・脱灰・再石灰化を理解する。	1歳半頃の乳児	地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士
8	おやつ(間食)教室	幼児は、一般に1日主食3回、間食2回、計5回とされている。おやつ教室を開催し、間食は1日3回の食事だけでは十分に摂取できない必要なカロリーや栄養素を補う食事であり、消化しやすく、胃内の滞留時間が短い食品であることが望ましいことを、実際に複数の親子でおやつを取りながら学ぶ。	乳歯列期の幼児	地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士 保健師・栄養士
9	3歳児歯科健診 (口腔の発育状況の把握、 習癖改善指導)	3歳頃の幼児に対し、口腔内の硬組織・軟組織疾患、口腔機能等に関し健診する。幼児期には、顎発育、永久歯石灰化、乳歯う蝕の発病並びに進行など、歯科保健上重要なことが起こるので、この時期に適切な保健指導を行うことはきわめて大切である。ことに3歳は、心身発育の盛んな時期であるとともに、歯科保健上からも、歯科疾患、ことに乳歯う蝕の罹患に対する感受性の個体差がはっきり現れてくる時期であり、また、口腔の健康を保持増進するための習慣を形成する上にきわめて重要な時期である。歯の成熟・脱灰・再石灰化を理解する。	3歳頃の幼児	地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士
10	8020・すこやか家族表彰	東京都と東京都歯科医師会が主催となり、都民へ向けた歯科保健意識の向上とかかりつけ歯科医機能の定着促進を目的とし、日頃の『歯と口の健康づくり』への取り組み姿勢について評価を行い、その家族やかかりつけ歯科医を表彰する。	3歳児歯科健診を 受診した幼児とその家族	地区歯科医師会 区市町村 かかりつけ歯科医 歯科衛生士
11	フッ素ブクブクうがい教室	フッ化物洗口は萌出後の歯のエナメル質にフッ素を作用させ、う蝕予防をはかる方法で、保育園、幼稚園および学校などで集団的に応用できる点が大きな特徴である。フッ化物洗口の対象者としては、ブクブクうがいのできるようになった保育園児または幼稚園児(年齢的には4歳)から中学生(15歳)までで、園医や学校歯科医および教員の管理のもとで継続して実施することが望ましい。う蝕の多発するこの時期は、特に未成熟なエナメル質の耐酸性を高めるためにもきわめて重要である。	4歳以上12歳まで	学校医・園医・学校歯科医 養護教諭・区市町村 教育委員会・薬剤師

No.	事業名	内容	対象者	関連職種等
12	歯のパスポート健診	混合歯列の始まりにあたり、歯のパスポートを作成する（母子手帳の内容を添付）。予防教育プログラムを作成し、萌出した永久歯を観察し歯を大事にする習慣を身につける。このパスポートは学校健診のみならずかかりつけ歯科医による年数回の健診内容、予防処置等を記載し、より良い永久歯列の完成を目指す。（歯のパスポート事業の開始時期）	5、6歳児	地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士
13	就学时歯科健診	就学する者に対して、口腔内の硬組織・軟組織疾患、口腔機能等に関し健診する。	就学する者	地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士 学校歯科医
14	12歳臼歯健診	12歳臼歯が萌出する時期に、口腔内の硬組織・軟組織疾患、口腔機能等に関し健診する。12歳臼歯萌出により永久歯列の完成に近づく。歯列の成長を再確認し口腔清掃を十分に行う。	12歳児	地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士 学校歯科医・養護教諭
15	お口の機能健診	概ね、永久歯列の完成した時期に顎運動・咬合・舌・口腔周囲筋等の口腔機能を検査する。異常のある者は早期治療を行い、そうでないものはその維持増進に努める。スポーツを行うものに対し、咬合の診査とマウスガードの使用を勧める。	中・高校生	地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士 学校歯科医・養護教諭
16	18歳臼歯健診	概ね智歯が萌出する時期に、口腔内の硬組織・軟組織疾患、口腔機能等に関し健診する。智歯は萌出できないことが多いが、その存在により永久歯列に異常をきたしたり、12歳臼歯に問題を生ずる事がある。永久歯列を維持安定させるためにも、その存在位置等を把握する必要がある。同時に、食生活と口腔疾患の関係を再認識し歯列の最終完成に導く。	高校生・高卒者	地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士 学校歯科医・産業歯科医
17	入学時歯科健診	高校を卒業後、大学・専門学校へ入学した学生を対象に健康診査の一環として口腔機能の健診を実施する。	高卒生・新入学生	大学・専門学校 地区歯科医師会 歯科衛生士
18	出生前小児歯科保健指導事業	妊娠後期の妊婦等を対象に育児に関する口腔保健指導を受けの機会を提供し、生まれてくる子のかかりつけ歯科医の確保を図る。	妊娠後期の妊婦	区市町村・地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士
19	パパ教室	妊娠・出産は、とりわけ女性の生活に大きな変化をもたらす。そこで、子育てにおける父親の役割を理解し、一体である妊婦と胎児の環境を向上し家族の心身の健康増進をはかる。多くの口腔疾患は感染症でありその感染源は家族であることが多いので、家族全員での取組みの重要性を理解する。同時に健診を受け、口腔内の疾患に対しては早期発見・早期治療を行い、家族の口腔環境の改善に努める。また、親の喫煙が子供の口腔内にも影響をおよぼすことも伝える。	妊婦を持つ夫	地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士 保健師・栄養士
20	おっぱい教室 (産後ケア事業)	周産期（妊娠8ヶ月から生後1週間）から産褥期の母親に対し、乳児期の栄養法に関する勉強会を開催する。母乳は栄養面からもこれに勝るものはなく、母乳で育った赤ちゃんは発育が順調で、抵抗力が強く、病気にかかる率も低いといわれている。そればかりか、母乳を吸う行為はこれからの摂食嚥下機能の育成においても非常に重要な意味を持っている。食べる機能の発達に関する知識を得る。また母子の精神面における意義も大きいことを理解する。また、産後は「荷おろしうつ病」、「抑うつ」、「睡眠不足」、「授乳の問題」等で体調を崩しやすく、偏食も起こりやすい。そのため口腔環境が悪化することが考えられるので、健診・口腔清掃の確認をし、バランスの取れた食生活をおくれるようにする。	妊婦・産褥期の母親	地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士 保健師・栄養士
21	母子栄養管理事業	生後3ヶ月頃の乳幼児を持つ親に対し、乳児期の栄養摂取法を説明する。加糖練乳だけはショ糖の添加量が多すぎるので乳児栄養には不相当であること、人工栄養の場合は天然栄養に比較して吸引力が少なく上顎の発育不全の原因となることなどが考えられる。授乳は、厳格な時間性授乳の方法をとるよりも、乳児の個体差を重んじて自己調整授乳法を行う方が、栄養面、心理面さらに吸引力や指しゃぶりなどの悪癖の発現を防止するということから、歯科保健の面に良い結果をもたらす。母親においては、休息、睡眠、栄養を十分にとり妊娠前の体力を回復する。これらのことを学習し、後の離乳期につなげる。	生後3ヶ月頃の乳幼児を持つ親	医師・地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士・薬剤師 保健師・栄養士 区市町村



No.	事業名	内容	対象者	関連職種等
22	両親学級	これから親となる夫婦に対し、口腔は妊娠初期より形成が始まり出生後20年ほどかけて完成すること、その形成には食生活が大きく影響していることを学ぶ。また、口腔疾患の原因菌は、両親を中心とした家族からの伝播であることを理解し、出生までに近親者の口腔内の環境を整えるよう勧める。	これから親となる夫婦	医師・地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士・薬剤師 保健師・栄養士
	新生児訪問事業	かかりつけ歯科医が新生児の家庭を訪問して、授乳がうまく行われているか、授乳に問題はないか、母親の疑問・不安に答える。同時に、先天性歯、リガ・フェーデ病、上皮真珠、生歯困難、ヘルペス性歯肉口内炎、下顎リンパ腺の腫脹等乳幼児に起こりうる疾患の説明を行う。	新生児	かかりつけ歯科医 歯科衛生士・産婦人科医 保母・助産婦・栄養士
23	幼稚園・保育園歯科健診	幼稚園・保育園児に対して、口腔内の硬組織・軟組織疾患、口腔機能等に関し健診する。	幼稚園・保育園児	地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士・園医
24	七五三歯科健診	七五三の節句に、口腔内診査と口腔清掃指導を行う。3歳児では、乳歯列の完成状況、5歳児では、乳歯列の機能状況、7歳児では、永久歯の萌出に向けた診査を中心に実施する。	3・5・7歳頃の 幼児・児童	地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士・保健センター 保母・栄養士
25	七五三お食事、歯ブラシ教室	七五三歯科健診と同時に、複数の親子で楽しく食事をとりながら、食事の内容、よく噛むこと、食事中の姿勢、マナー、食後の後始末、食後の歯ブラシ指導等を学ぶ。歯の成熟・脱灰・再石灰化を理解する予防プログラムの検討。	3・5・7歳頃の 幼児・児童と親	保健センター・栄養士
26	学校歯科健診	小・中・高校生に対し、校医が定期的・計画的に健診し生徒の口腔内の成長を診査・助言する。口腔内の変化は、成長を捉える上で有効な教材となるので、単に疾患にとらわれず生活習慣病予防を含め健全な心身の育成に努める。	小学生・中学生・高校生	学校歯科医・養護教諭
27	CO・GO指導事業	幼児から高校生の要留意乳歯・永久歯のあるに対し、概ね6ヶ月間隔で口腔衛生指導・生活指導を行う。その中で、自己の健康は自己が築く精神をつちかう。COのある者に対しては、むし歯への進行を防止するため、口腔清掃および間食などに関して適切な保健指導を行う。フッ化物の応用、必要に応じ小窩裂溝充填法を行い、歯の実質を減らさないよう指導する。GOのものに対しては、口腔衛生指導・生活指導を重点的に行い炎症症状の改善に努める。	保育園児・幼稚園児 小学生・中学生 高校生	地区歯科医師会 学校歯科医・養護教諭 かかりつけ歯科医 歯科衛生士
28	子供の歯ブラシ教室 (生え変わり刷掃指導)	お口の観察教室で学んだことを参考に、高学年の生徒が低学年の生徒に歯ブラシ指導を行い、口腔保健の理解を深める。歯のパスポートへの記載。	小学生	地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士・学校歯科医 養護教諭
29	お口の観察教室	混合歯列期にある自分・友人のお口を観察することから口の変化・成長を捉え、健康に関する関心を深める。歯のパスポートへの記載。		
30	かむかむクッキング教室	学年が上の者が、低学年のものに簡単な食事を作り、その食品構成に関し説明する。その後、全員で楽しく食事し、食事中の姿勢、マナー、食後の後始末、食後の歯ブラシ指導等を学ぶ。このことにより、食事（食生活・甘味食品・甘味飲料）についての正しい知識・口腔清掃を身につけ、食生活が生活習慣病予防の基本であることを理解するとともに、歯に良いものは体にも良いものであることを理解する。	小学生・中学生	地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 学校歯科医 養護教諭・歯科衛生士 栄養士
	歯と口の健康に関する 図画ポスターコンクール	小学生及び中学生による歯科保健に関する図画及びポスターコンクールを開催し、児童・生徒の歯科保健に関する意識の高揚を図る。		地区歯科医師会 教育委員会 学校歯科医
31	歯のパスポート事業	母子健康手帳から継続して、各自の口腔内の状況の記録を一冊の手帳に記録し、自分の健康管理に役立てる。口腔内の器質的・機能的なことのみならず、健康に関する自己の成長記録となる。	生涯	かかりつけ歯科医 歯科衛生士
32	(思春期における) 保健福祉体験学習事業	介護福祉施設等で体験的に食事介助等の手伝いをし、そのことにより健康を考え生活習慣病予防のための保健行動の獲得を図る。	小学生・中学生 高校生	地区歯科医師会 学校歯科医・養護教諭
	生活習慣病に関する論文表彰	生活習慣病について学び、自分の歯のパスポート等を参考に、食生活と健康に関する論文を書かせ表彰する。	中学生・高校生	地区歯科医師会 学校歯科医・養護教諭 教育委員会

No.	事業名	内容	対象者	関連職種等
33	健全母性育成事業	妊娠と歯に関する知識を身につける。「家族計画新婚学級」・「パパ教室」との連携が重要である。		地区歯科医師会 学校歯科医・養護教諭
34	GP予防プログラム	歯周疾患早期発見プログラムに基づき、口腔環境の保持増進のための歯周病に関する正しい知識を教え、自己管理の方法を身につけるようにする。その状態に応じ健診の間隔を決め、定期的にかかりつけ歯科医による健診を受診する。かかりつけ歯科医をもたないものに対しては、その重要性を理解させ、かかりつけ歯科医をもつよう指導する。	高校生以上	地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士・学校歯科医 産業歯科医

## 成人期 ライフステージに沿った歯科保健

## 解説

No.	事業名	内容	対象者	関連職種等
35	お誕生日歯科健診 女性のための歯肉健診	大人になっていくこと、学校保健の現場から離れ、お口の健康を手がかりに自分自身の健康について理解を深めていく。特に、女性の妊娠などの生理的な問題による歯肉との関連・喫煙による歯周疾患の関連のみならず歯肉の着色等の問題もこの時期に十分に周知していくことが必要である。	誕生日を迎える女性	区市町村 かかりつけ歯科医
36	白い歯たちの健診	身体的発育期から安定期に移行する入り口とも言える新成人を対象に行う健診事業。特に、この時期には、大学進学、就業等により生活環境や生活習慣の変化があり、これに伴って歯科受診率も低くなっている。この時期に、改めてかかりつけ歯科医を定着させる事が、今後、自らが歯と口の健康保持・増進を行ってゆくために不可欠である。健診と同時にPMTCも実施し、歯面を白く清潔にすることによって自らの歯と口への関心を喚起し、あらためて口腔と全身とのかかわりを、認識してもらう。	新成人	区市町村 地区歯科医師会 教育委員会・歯科衛生士 かかりつけ歯科医
37	お口のエチケット ラブ・ラブ健診指導	20代の比較的若い世代を対象年齢として口腔内の諸問題・特に口腔環境を「エチケット」として捉える様な啓発を含めた、地域において個別に行っていく相談事業（口臭測定等）	20代世代	区市町村 地区歯科医師会 かかりつけ歯科医
38	卒業時歯科健診	卒業時、新しいスタートに繋がる入学・入社・就労時の健診。各専修学校・大学内での口腔機能相談・口腔機能健診を実施する。高校卒業後の健康管理（口腔内健康管理）は現行の制度下では一番光が当たらない期間である、この時期に個人で健康を管理する概念を植え付ける開始時期とする。	卒業予定者	高校・専門学校・大学 地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 学校歯科医・歯科医
39	入社時歯科健診	就労をスタートする時期に健康診査の一環として口腔機能の健診を実施する。企業内（就労先・社会人）での口腔健康管理の開始時期。	新入社員	産業保健担当者 産業歯科医
40	ハッピーウエディング 歯科健診	これから生活を共にする者がより健康な口腔環境にするための歯科健診事業。早期発見・早期治療に努め、お互いの口腔環境の向上に努める。	新婚の者	区市町村 地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士
41	お歯だの曲がりかど 歯科相談	いつまでも美しい肌を保つ為に、お肌の曲がり角と言われる25歳の節目に、お肌のお手入れとともに口元や、口の中のお手入れを専門家から適切な相談・指導を受けることによって、これからのセルフケアを適切に行えるようにする。	25歳の女性	美容業界・化粧品業界 歯科衛生士会 歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士
42	子育て支援相談 (第一子健診、第二子健診等)	子育てを行っている父母を対象に行う健診相談事業。現在、特に子育て中の母親が定期的な歯科健診、あるいは歯科健康相談を受ける機会が非常に乏しいのではないかと、という観点から行う事業。	子育てを行っている父母	区市町村 地区歯科医師会 かかりつけ歯科医
43	成人節目歯科健診	歯周疾患にとどまらず、口腔の健康状況が最も悪化する年齢に相当し、健診という名称はついていないが、本人の自覚を促し、口腔状況の悪化予防の意味も含めた健康診査。診査内容は、現在歯、歯周疾患、歯口清掃状況のほか補綴状況や粘膜状況も含めることが望ましい。	25・30・35・ 45・55歳	区市町村 かかりつけ歯科医 歯科衛生士 産業歯科医

No.	事業名	内容	対象者	関連職種等
44	結婚歯科健診 (素敵な出会いはお口から)	新たな家庭を築いていくときに、よい口腔環境を保つことが夫婦生活の上でも重要なポイントであることからの取組をする。	婚姻届提出者	区市町村 地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士
45	出産後健診指導	出産後は、より忙しい生活状況の中に置かれながら、殆ど口腔保健の恩恵を受けることが少なかった産後も重要なステージとして、現在歯のみならず歯周疾患などの健診および保健指導を行い、母子とともに口腔衛生の向上をはかる。	妊産婦	区市町村 地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 保健師・歯科衛生士
46	園児と一緒に歯科健診	幼稚園、保育園の歯科健診時に随伴して来る父母に対し、園児と一緒に健診を行い適切な保健指導をする。	幼稚園、保育園の歯科健診時に随伴して来る父母	幼稚園・保育園 かかりつけ歯科医・園医
47	おかあさん、おめでとう歯科相談	従来から、母子保健の枠組みの中で、妊婦の歯科健診は行われてきたが、出産後は、より忙しい生活状況の中に置かれながら、ほとんど口腔保健の恩恵を受けることが少なかった産後も重要なステージとして、現在歯のみならず歯周疾患などの健診および保健指導をすることは、子育てにおけるより良い口腔環境の育成を支援するものにもなる。	妊産婦	区市町村 地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士・保健師・ 栄養士
48	親子歯科健診	1歳6ヶ月児歯科健診、3歳児歯科健診に随伴して来る父母親を同時に健診し適切な保健指導を行う。	1歳6ヶ月児健診、 3歳児健診に 随伴して来る父母親	区市町村 地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士・保健師・ 栄養士
49	ナイスダディー歯科相談	子育て(子供の歯の健康管理)を通じて、父親が自分自身の口の健康状態と、歯・口の健康を保持し増進する方法について理解し、さらに子供の健康を保持増進していくためには、父親として何をしなければならないかを認識させることを目的に実施する。禁煙支援事業の一環としての性格も有している。	父親	かかりつけ歯科医 栄養士 保健師・歯科衛生士
50	国保更新時歯科健診	自営業者や退職者が加入している国民健康保険は、1年、または2年ごとに保険証の更新が行われている。このように定期的に行われている時期に、同時に健診を行うことは健康を維持するためにも有効に活用できると考えられる。(諸外国では行われている事例がある)	18歳以上の国保加入者 (含・家族)	国保保険者 かかりつけ歯科医
51	若さを保つための 歯のサロン	住民が自主的に集まって歯・口の健康について問題点を出し合ったり、情報交換するなどの対話形式でおこなう社会的集会である。この事業では、歯科衛生士や保健師などの保健専門職が専門的立場から問題点解決のための技術や知識をアドバイスしたり、また市民サークル作りをコーディネートする中核的な役割を担うことになる。	地域住民	区市町村 地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士・保健師
52	おいしく 食べ続けるための相談	「よく噛むこと」が歯・口の健康、さらに全身の健康にとって大切であることを理解させることを目的に実施する。特に「食べる」という口の機能に重点を置き、相談者自身の食習慣や嗜好性の変化などを再認識させ、栄養・食事相談や食べ方、調理法などについて指導、相談をしていく事業である。したがって生活習慣病予防のための食事の改善をサポートしていく事業でもある。	一般成人	区市町村 地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士・保健師・ 栄養士
53	お口の健康審美的広報事業	主に対象を幅広い勤労者に向けて行うキャンペーン「芸能人は歯が命」という某社のキャッチコピーに似たコピーを利用して、勤労者にとっての「美しい歯」の重要性を強調する広報事業を行う事によって労働者層の潜在意識に働きかける。	勤労者	マスコミ等 地区歯科医師会
54	働く母親歯科相談・ 保健指導事業	仕事をもち健診や相談を受ける機会の少ない母親を中心に生活指導を含めた歯科保健相談を行う。	仕事をもち母親	区市町村・企業 地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 歯科衛生士・栄養士
55	海外派遣前歯科健診 帰国後歯科健診	海外に赴任する企業人に対し、着任前に歯科健診を受け、必要に応じて口腔保健指導や歯科治療を行った方が派遣先で行うより費用も時間もかからない。また、帰任後に歯科健康診査を受け、口腔状況を改善して就労させることは、企業にとってもプラスになる。	海外赴任者	かかりつけ歯科医 産業保健指導担当者 産業歯科医

No.	事業名	内容	対象者	関連職種等
56	単身赴任者支援事業	勤労者の労働条件は、個々のニーズが多様化している今日、決して理想的な状態とはいえない。特に、海外ばかりでなく、国内での転勤に際し、子供の通学や、親の健康状態、赴任先の環境等の事情等により単身赴任を余儀なくされることが多い。このような単身赴任者にとって、日々の食事を始めとして、生活習慣は決して好ましい環境にあるとはいえない。また、生活地域の変化に伴い、かかりつけ医やかかりつけ歯科医を新たに得る必要がある。企業、勤労者は単身赴任が長期となる場合には、区市町村や歯科医師会および従前のかかりつけ歯科医を通して新たな、かかりつけ歯科医を確保することが不可欠である。	(長期) 単身赴任者	区市町村・企業 地区歯科医師会 地区医師会 薬剤師会・栄養士 ホームヘルパー 新旧かかりつけ歯科医
57	社員のお口マナー指導事業	仕事を通して、歯・口の健康の保持増進の重要性を与えていくことを目的に行なう。社会人として知っておかなければならない歯科疾患の予防、口臭予防、定期的な歯科健診受診、受療行動などを勤務形態を踏まえて実施するものである。口腔保健を通じ、生活習慣の改善を促すものであり、禁煙支援事業的な性格を有している THP の保健指導の一部に位置付けられる事業である。	企業人	企業・かかりつけ歯科医 産業保健指導担当者 産業歯科医
58	職域歯科健診 (学校教職員歯科健診)	労働安全衛生法では、特殊健診での歯科疾患以外の健康診断を義務付けておらず、成人以降の歯科保健サービスについての基本的事項である健康診査さえ行われていない。歯の喪失予防の最も重要である時期であり、さらに健康保険の本人であり、今後医療サービスでの優遇状況が低下するなか、歯科健診のみならず保健指導も含め提供していくことは必要最小限のサービスであるとも考えられる。保育園・幼稚園・学校歯科医が担当する園・学校の職員の健診を行い、教育従事者の口腔環境の改善を行う。同時に、口腔に関する理解を深め園児、生徒の口腔保健の向上に繋げる。	企業人 教職員	企業・かかりつけ歯科医 産業保健指導担当者 学校歯科医 歯科衛生士
59	エグゼクティブ 歯科保健相談	管理職を対象とした歯の相談事業。対象者の多くは歯周疾患の急増期にあたりと考えられるため、勤務形態に配慮し口腔保健行動を獲得させることを目的に実施する。したがって口腔保健を通じ生活習慣改善をサポートし、生活習慣病の予防の一助となる事業であり、禁煙支援にも配慮する。さらに管理職を対象とすることから、事業所での口腔保健を含めた健康管理に関してもリーダー的立場であることの自覚を促す。前述の「社員のお口のマナー相談」のアドバンスコースの性格を有するものである。THP の保健指導の一部に位置付けられる事業である。	管理職	企業・かかりつけ歯科医 産業保健指導担当者 歯科衛生士
60	ヤングのための 歯科保健相談	20代、30代前半の社員を対象にした歯の相談事業。特に歯周疾患ハイリスク年齢前の時期から、正しい口腔保健行動の獲得と口腔保健の重要性に対して気付きを与える事業である。さらに、早期(就業年数が浅い時期)から勤務形態に応じた生活習慣病予防のための保健行動獲得および禁煙支援としての事業という性格も有する。前述の「社員のお口のマナー相談」「エグゼクティブ歯科保健相談」との連携が重要である。THP の保健指導の一部に位置付けられる事業である。	20代、30代 前半の社員	
61	退職時歯科健診・ 地域のかかりつけ歯科医を 持つための健診	企業人としても一つの節目にあたることから、この時期に行う歯科健診は、高齢期に向かって大切であると考えられる。特に企業人である人々については、かかりつけ歯科医が、企業の近くの歯科医から住居近くの歯科医に変わることがある。この時期に行う歯科健診は、8020達成のためにも高齢期に向かって大切であると考えられる。定期的な健康診断が重要となることから、かかりつけ歯科医を定着させなくてはならない。	退職者 該当年齢の地域住民	企業・産業保健指導担当者 企業産業歯科医 新旧かかりつけ歯科医 歯科衛生士
62	生活習慣病予防のための 健康支援事業	25歳ぐらいから、各生活習慣病の予防事業の展開が必要となる。歯周疾患と大きなかかわりをもつ、糖尿病や喫煙行動に対する予防事業にも、歯科からアプローチという方向付けを行い医科主体の保健事業にも参加していく必要がある。		
63	歯周疾患予防教室	成人期に及んでも多くのものは、歯科健診の結果で最初に、う蝕のことを気にするが、成人以降の歯の喪失を考える上で大きな問題である「歯周疾患」についての理解が低い傾向にある。このため、歯周疾患の罹患状況が比較的軽度である30歳程度までの成人に対して、歯周疾患への理解を深めるとともに、予防管理についての健康教室を実施することは、歯周疾患と全身の関連を含め40歳以降での歯科保健管理に大きな意味をもつ。	成人	区市町村 地区歯科医師会 かかりつけ歯科医

No.	事業名	内容	対象者	関連職種等
64	介護者支援事業	介護保険認定者（40歳～65歳 介護保険2号被保険者）に対して、在宅での口腔診査を早期に実施し、口腔ケアの必要性と重要性を介護者に周知徹底する。介護支援専門員等と連携し、かかりつけ歯科医診療所での指導管理を推進する。要介護者だけでなく、在宅での介護者も視野に入れた口腔診査も必要である。	要介護者を抱える家族	区市町村 地区歯科医師会 かかりつけ歯科医 介護支援事業者 歯科衛生士

## 高齢期 ライフステージに沿った歯科保健

## 解説

No.	事業名	内容	対象者	関連職種等
65	還暦歯科健診（60歳）	60歳で24本以上の歯をもつ。	健康高齢者 虚弱高齢者 介護保険非該当者 60歳	かかりつけ歯科医 歯科衛生士・区市町村
66	シルバー歯科健診	残念ながら、8020が達成できなかった高齢者を対象に、シルバー（銀賞）の受賞を目指してもらい、健診を行う。	60歳以上の高齢者	
67	敬老の日歯科健診	65歳以上の5歳刻みの節目年齢者に敬老の日の無料歯科健診票を交付し、9月中の受診勧奨。	健康高齢者 虚弱高齢者 介護保険非該当者 節目年齢者	
68	高齢者歯科健診（65歳）	65歳高齢者健診。	健康高齢者 虚弱高齢者 介護保険非該当者 65歳	
69	ライフアップ・ステップアップ歯科健診	60歳（または65歳）以上の地域住民を対象に、老後をいきいきと生活してもらうために、歯科的視点から動機付けを与え、健診を通じQOLの保持、向上を目指す。単に歯科健診を行なうのではなく、生活環境の把握や、場合によってはADLの評価を実施し、生活習慣の改善をサポートしていく性格の事業。	60歳または65歳以上の地域住民	区市町村 かかりつけ歯科医 歯科衛生士・保健師
70	古希歯科健診（70歳）	70歳で22本以上の歯をもつ。	健康高齢者 虚弱高齢者 介護保険非該当者 70歳	かかりつけ歯科医 歯科衛生士・区市町村
71	喜寿歯科健診（77歳）	喜寿お祝い健診。	健康高齢者 虚弱高齢者 介護保険非該当者 77歳	
72	成人歯科健診の80歳までの延長	現在行われている成人歯科健診の年齢を80歳まで延長する。	健康高齢者 虚弱高齢者 介護保険非該当者	
73	8020ステキ会	80歳で20本以上の健康な歯を持って、ステーキを美味しく食べることができる素敵な80歳を目指す事業。	健康高齢者 虚弱高齢者 介護保険非該当者 80歳	
74	8020達成者へのゴールドカードの授与	8020の目標達成者が、かかりつけ歯科医を受診する際、カード提示により無料で歯科健診が受診できる。		かかりつけ歯科医 歯科衛生士・区市町村 地区歯科医師会
75	8020歯科健診・表彰	8020の目標達成者等で、かかりつけ歯科医を持っている高齢者に対し、11月8日（いい歯の日）のイベントとして表彰する。	健康高齢者 虚弱高齢者 介護保険非該当者 80歳	
76	傘寿歯科健診（80歳）	80歳で20本以上の歯をもつ。		

No.	事業名	内容	対象者	関連職種等
77	米寿歯科健診（88歳）	米寿お祝い健診。歯は（8・8）元気表彰も考えた事業。	健康高齢者 虚弱高齢者 介護保険非該当者 88歳	かかりつけ歯科医 歯科衛生士・区市町村 地区歯科医師会
78	9010表彰	8020が達成できなかった後期高齢者を対象に新たなる目標の提示により、意欲の高揚を期待するフォロー案。	健康高齢者 虚弱高齢者 介護保険非該当者 90歳	
79	卒寿歯科健診（90歳）	卒寿お祝い健診。		
80	高齢者の口腔領域の健診・啓発事業	1. 生活習慣病予防への継続的対応、健康寿命の延伸、主観的健康感の維持のために必要な歯科保健の重要性についての啓発事業（イベント開催や地域とのかかわりの中での事業等を利用する）。 2. 居住地域におけるかかりつけ歯科医の定着促進とかかりつけ歯科医による、定期健診・指導、継続的な歯科治療勧奨のための事業。 3. 8020達成を目標に、各節目年齢やお祝いの日等に実施する口腔機能健診と指導事業。		
①	節目年齢、お祝い年齢 口腔健康診査事業	歯科保健の必要性・重要性を啓発し、かかりつけ歯科医の定着を図ることを目的とし、お祝いの年齢に節目健診を実施する。この事業に⑥～⑩の健診等の事業が含まれる。	健康高齢者 虚弱高齢者 介護保険非該当者	
②	体育の日咬合力テスト	体育の日に行われる様々なイベントにおいて、体力測定の一環として咬合力テストを行い、左右バランスよく噛めることの大切さを認識してもらう。		
③	10月8日入れ歯の日	10月8日を「入れ歯の日」として、入れ歯等についての健診、相談事業。		
④	義歯クリーニングサービス	義歯のクリーニングをきっかけとして、歯科受診や口腔ケアの必要性に理解を求めめる。		
⑤	定年退職時歯科健診事業	定年、退職により、会社近くの歯科から住居近くの歯科へ、かかりつけ歯科医の変更のための健診。今後、お口の相談や健診を近くの歯科医院で行い、もし、外出が困難になった（寝たきり等）時でも、在宅で歯科診療を継続できるように、退職時（55歳～65歳）での歯科健診事業。	健康高齢者 虚弱高齢者 介護保険非該当者 定年退職者	
⑥	リフレッシュ歯周健診	定年後や勤務先の変更などを含め、これからの人生をいきいきと生活していくためにかかりつけ歯科医における、特に歯周疾患についての健診。かかりつけ歯科医を持つためにも、該当する人には、健康手帳を作成し、口腔内の状態について定期的に記入していき、継続受診した人には表彰も考慮していく。		
⑦	口腔清掃体験事業	口腔清掃を自ら体験することにより、さわやかな、心地よい感覚を認識していただき、口腔のケアに関心を持たせ、歯科受診の動機に結びつける事業。		
⑧	国民健康保険者（区市町村）と連携した保健事業としての無料健診	保険給付の中心は医療であるが、国保制度の出発からある地域住民と連帯意識を考慮して、地区の歯科医師会が保健事業として歯科健診を連携して行う事業。	健康高齢者 虚弱高齢者 介護保険非該当者	
⑨	デイサービス歯科健康相談	デイサービス利用者の歯科健康相談を施設近くの協力歯科医師が月1回程度行う事業。		
⑩	高齢者のお口の健康自己チェックマニュアルの作成事業	歯、歯肉、舌、顎堤等、口腔の毎月1回の自己チェックマニュアルを作成し、老人医療証交付時に高齢者に配布し、毎月、6ヵ月間自己チェックした高齢者を対象にこれを持参した者は、無料歯科健診を受診できる事業。		
⑪	かかりつけ歯科医が参加した老人会、民生委員が関与する場所での歯科健診	高齢者が地域でかかわりの多い、老人会、民生委員に「かかりつけ歯科医」の存在を認識してもらう等の啓発と、地区歯科医師会と連携した健診事業。		
				かかりつけ歯科医 歯科衛生士・施設関係者
				かかりつけ歯科医 歯科衛生士・区市町村
				かかりつけ歯科医 歯科衛生士・区市町村 民生委員・ボランティア

No.	事業名	内容	対象者	関連職種等	
81	高齢者を対象とした、栄養、食事指導等に関する事業（食への支援事業）	栄養・食事指導、口腔機能の改善を通じて、栄養状態の維持と食べる楽しみ、喜びの享受の促進および、加齢による摂食・嚥下機能の機能減退等に対する予防的指導事業。	健康高齢者 虚弱高齢者 介護保険非該当者	かかりつけ歯科医 歯科衛生士・区市町村 介護関連職種 管理栄養士	
	①お口の健康と食の支援事業	食についてのイベント等を開催、あるいは、既存の事業を利用して、自分の歯で噛んで食事をする楽しさを知り、一方で楽しく美味しく安全に栄養となる食事の指導をする事業。		かかりつけ歯科医 歯科衛生士・区市町村 管理栄養士 地区歯科医師会	
	②栄養・食事指導事業	管理栄養士等と連携し、高齢者の栄養問題をテーマに挙げて、生活習慣病への対応を含めた、栄養摂取指導、食事指導を通じて、歯科保健の重要性と口腔機能の維持改善のための歯科治療の必要性を啓発する事業。			
	③老人保健法に基づく訪問指導事業との連携による食事栄養指導	行政の実施する訪問指導事業と連携し、管理栄養士・歯科衛生士とかかりつけ歯科医が同行し、食の指導と共に歯科保健の啓発を行う事業。		健康高齢者 虚弱高齢者 介護保険非該当者 65歳以上	歯科衛生士・区市町村 管理栄養士・保健師 かかりつけ歯科医
82	介護予防、社会参加等を推進させる支援事業（閉じこもり予防事業等を含む事業）	寝たきり予防として、高齢者の閉じこもりを予防し、社会参加を促進すると同時に、生活支援事業等への参画を推進するための支援事業。	健康高齢者 虚弱高齢者 介護保険非該当者	かかりつけ歯科医 歯科衛生士・区市町村 介護関連職種 自主グループ ボランティア	
	①かかりつけ歯科医診療所が支援する閉じこもり予防事業	通院可能な健康高齢者、虚弱高齢者はかかりつけ歯科医への通院を、社会との接点の機会として捉え、歯科治療と共に、口腔のケアの必要性、セルフケアとプロフェッショナルケアの重要性、加齢による口腔機能の減退などの指導、栄養、食への指導を行う。 歯科診療所におけるデイケア（通所リハビリテーション）の意味も含めた定期的な管理指導を継続することを、生活的外出として、閉じこもりがちな高齢者へのアプローチの一つと位置付ける。そのための診療所側の受け入れ体制としてバリアフリー等の整備、高次医療機関との連携強化。		かかりつけ歯科医 歯科衛生士・区市町村 高次医療機関	
	②自立支援の場（自主活動グループ、家族会食事会など）、指定通所施設、介護保険施設等における、閉じこもり予防事業	高齢者が自主的に参加できる「場」において、かかりつけ歯科医や歯科衛生士がかかわることにより、「食」への支援や口腔機能の改善と維持のための相談を通じて「閉じこもり予防」を目指す。		かかりつけ歯科医 歯科衛生士・区市町村 自主活動グループ ボランティア 施設関係者	
	③シルバーグリーン教室（世代間交流会）	地域において高齢者と若い年代との交流会を通じて、歯科保健の重要性の啓発と共に、食事会等も開催する事業。		かかりつけ歯科医 歯科衛生士・区市町村 地域交流会	
	④地域の見守り、交流の推進事業	地域における声かけ、日中の相互訪問等の老人サークル活動への参画推進事業。		かかりつけ歯科医 歯科衛生士・区市町村 老人サークル	
	⑤独居老人への家事教室（特に食事教室への支援）整備事業	独居老人への食の支援事業。		健康高齢者 虚弱高齢者 介護保険非該当者 独居者	かかりつけ歯科医 歯科衛生士・区市町村 管理栄養士
	⑥地域住民参加の交流の場の整備、拡充事業	老人コミュニティクラブ等の整備、拡充事業。		健康高齢者 虚弱高齢者 介護保険非該当者	かかりつけ歯科医 歯科衛生士・区市町村 老人サークル
	⑦高齢者の活動の場、仕事の場の提供事業	高齢者が社会参加できる場の提供事業とその場における歯科保健活動。		区市町村・企業 かかりつけ歯科医	

No.	事業名	内容	対象者	関連職種等
83	要介護高齢者の口腔領域の健診・啓発事業	要介護高齢者の口腔の健康維持回復の重要性とそれに必要な歯科保健についての啓発と通院が困難なケースへの健診事業・在宅、施設等への訪問による健診事業・介護者（家族等）の歯科健診事業。	要介護高齢者 介護者	
	①訪問口腔機能健康診査（訪問摂食・嚥下機能健康診査）	在宅、あるいは、施設入所している要介護高齢者に対して、定期的に口腔機能の健診を行い、その回復、維持を図り、食生活支援を行うことはADL維持改善、QOLの向上と介護者の介護負担軽減の為に必要である。この事業は、地域のかかりつけ歯科医による、口腔機能、口腔のケア等の状態を把握し、継続的な管理指導等を行う事業である。この訪問口腔機能健康診査は口腔機能の一次スクリーニングであり、特に、摂食・嚥下機能に問題がある場合は、さらに、二次スクリーニングとして、より専門性の高い「訪問摂食・嚥下機能健康診査」を実施する事業。	要介護高齢者	かかりつけ歯科医 歯科衛生士・区市町村 地区歯科医会
	②要介護高齢者を介護している家族への口腔健診事業	在宅における介護者に対して口腔健診を実施し、介護者の口腔の健康維持を通じて、要介護高齢者の口腔機能の維持の重要性についての啓発と介護における口腔ケアの指導等を行う事業。	要介護者家族	かかりつけ歯科医 歯科衛生士
	③訪問看護ステーションとの連携した口腔健診事業	訪問看護は、「主治医」の診療と指示によるものであるが、歯科がさらに密に連携した健診事業を実施することにより、要介護高齢者へのアプローチが可能となる。	要介護高齢者	主治医 かかりつけ歯科医 歯科衛生士・訪問看護師
84	④介護認定時口腔機能健康診査（特定疾病に対する口腔機能健康診査）	介護認定時に直接的には関与していないと思われるが、口腔領域の状況を把握させ、かかりつけ歯科医の定着、かかりつけ歯科医意見書の普及に役立てる事業。介護保険給付対象となる40歳以上の特定疾病罹患者の口腔機能の維持、口腔ケアの充実のための事業。	要介護高齢者 （特定疾病罹患患者）	かかりつけ歯科医 歯科衛生士・区市町村 介護支援専門員
	在宅、施設健診後の口腔健康指導事業	健診後に、障害の「個」の特徴に応じた、きめ細かな健康指導を継続的に実施する事業。		
	①訪問口腔健康指導事業	健診後の受け皿としての指導事業として、在宅、施設への訪問指導事業であり、「食」の支援、さらに摂食・嚥下障害への歯科からの指導を含む事業。	要介護高齢者	主治医 かかりつけ歯科医 歯科衛生士・薬剤師
	②痴呆性老人対策としての意識啓発事業	痴呆性老人に対して、「食」への意欲増進や咀嚼による脳血流量増加などを通じた、痴呆症対策への歯科からの支援。		
85	摂食・嚥下障害者への「食」の支援事業	摂食・嚥下障害への歯科からのアプローチとして「食」の支援事業。		かかりつけ歯科医 歯科衛生士・管理栄養士 主治医・介護関連職種
	①「食べ方トレーニング」事業	在宅、施設における、摂食・嚥下障害への指導事業。	要介護高齢者 摂食・嚥下障害者	かかりつけ歯科医 歯科衛生士・高次医療機関
	②配食サービス事業者との連携事業	配食サービス提供事業者と連携し、利用者の摂食・嚥下機能に適應した食内容指導とともに介護者へ食事介助指導を行う事業。		かかりつけ歯科医 歯科衛生士 配食サービス事業者 管理栄養士
	③老人保健法に基づく、訪問指導事業との連携による、食事栄養指導（要介護高齢者を対象とする）	行政の実施する訪問指導事業と連携し、要介護高齢者に対して、管理栄養士、歯科衛生士とかかりつけ歯科医が同行し、「食」の指導と共に、歯科保健の啓発を行う事業。	要介護高齢者	かかりつけ歯科医 歯科衛生士・管理栄養士 保健師・区市町村
	④特養ホーム・デイサービス等でのバイキング型食事の見学、試食会	特養ホーム・デイサービス等では、数種類の食形態を準備しており、その中から、摂食・嚥下機能に適した、食形態をバイキング形式で試食し、手元調理も含めて、歯科医師、管理栄養士等の指導を受け、在宅で役立てる事業。		かかりつけ歯科医 歯科衛生士・管理栄養士 介護関連職種・施設関係者
	⑤要介護者の食事メニュー開発、指導事業	在宅で療養している摂食・嚥下障害者の残存機能に適應した食事メニューを栄養士等と連携しながら、開発し、食内容指導と食事介助指導を行う事業。	要介護高齢者 摂食・嚥下障害者	かかりつけ歯科医 歯科衛生士・管理栄養士
	⑥在宅復帰体験帰宅と「食」の支援事業	施設長期入所者の在宅復帰の為に準備体験帰宅と「食」の支援事業。		かかりつけ歯科医 歯科衛生士・介護関連職種



No.	事業名	内容	対象者	関連職種等	
86	介護関連職種等への口腔情報提供事業	かかりつけ歯科医から、主治医、介護関連職種等に対して、要介護認定、ケアプラン作成時等に口腔領域のケアについての情報を提供する事業。	要介護高齢者	かかりつけ歯科医 歯科衛生士・主治医 介護支援専門員	
	①かかりつけ歯科医意見書 交付事業	平成12年度、13年度に実施した、東京都「かかりつけ歯科医意見書」活用モデル事業結果から、要介護認定あるいは、介護サービス計画策定において、口腔情報提供の必要性が検証された。口腔情報提供書である「かかりつけ歯科医意見書」を要介護認定時に、主治医意見書の添付資料としての交付、また、要介護認定後の介護サービス計画策定時に、介護支援専門員への情報提供としての公布を行う事業。		かかりつけ歯科医 歯科衛生士・区市町村 介護支援専門員	
	②口腔ケアカンファレンス 開催事業	介護支援専門員とかかりつけ歯科医の連携促進のために、地域における関連職種と口腔領域のケアを中心にケアカンファレンスを開催する事業。		かかりつけ歯科医 歯科衛生士 介護支援専門員	
87	③介護関連職種との 連携協働推進事業	介護関連職種とかかりつけ歯科医、歯科衛生士が連携、協働し口腔領域のケアを実施する事業。	地域住民	かかりつけ歯科医 歯科衛生士・介護関連職種 主治医・介護支援専門員	
	要介護高齢者への 歯科医療支援事業	訪問歯科診療等への支援事業・要介護高齢者への訪問歯科診療の支援としての事業・高次医療機関等との連携事業、行政、介護関連事業との連携。		かかりつけ歯科医 歯科衛生士・区市町村 主治医・高次医療機関 介護関連職種	
	①歯科医療連携推進事業の 継続	高次医療機関との連携、地域における多職種との連携協働のシステムの構築と継続。		かかりつけ歯科医 歯科衛生士・介護関連職種	
	②かかりつけ歯科医定着 促進事業の継続	かかりつけ歯科医定着促進事業の継続的实施。		かかりつけ歯科医 区市町村	
	③ターミナル期口腔ケア事業	ターミナル期における、口腔ケアは非常に大切である。残された時間をその人らしく、苦痛なく、可能な限り快適に過ごしていただく、緩和ケアとして位置付けられるべきであり、精神的な支援ケアとしても重要である。		ターミナル期	かかりつけ歯科医 歯科衛生士・主治医
	④介護施設における歯科医師 歯科衛生士の配置事業	各施設において学校歯科医的存在の担当歯科医を選任し、施設利用高齢者の歯科的相談、健診、指導等にあたる。		要介護高齢者	かかりつけ歯科医 歯科衛生士・施設関係者
	⑤かかりつけ歯科医診療所の バリアフリー化推進事業	高齢者を含む、障害者（児）の歯科受診推進のため、歯科診療所のバリアフリー化への援助事業。		かかりつけ歯科医診療所	かかりつけ歯科医 区市町村
⑥摂食嚥下専門医等 などの養成と周知事業	地域において、摂食・嚥下障害についての評価、指導等の専門医の養成と関連職種等への周知事業。	かかりつけ歯科医関連職種	かかりつけ歯科医 高次医療機関		

## 社団法人 東京都歯科医師会

会長 貝塚雅信 担当副会長 渡辺三雄 専務理事 内山文博 担当理事 森岡俊介 担当理事 井上恵司

### 地域保健医療常任委員会

委員長 佐藤甫幸  
副委員長 根岸哲夫  
委員 小泉信隆  
委員 古屋忠  
委員 三上周二  
委員 細野純  
委員 薄葉博史  
委員 小山亨  
学識 眞木吉信  
学識 尾崎哲則  
学識 金子芳洋  
学識 福田雅臣

### 母子保健医療常任委員会

委員長 市川信一  
副委員長 佐藤甫幸  
副委員長 小泉信隆  
委員 前島伸一郎  
委員 古屋忠  
委員 石河信高  
委員 岩崎恒夫  
委員 朝広美子  
委員 澤悦夫  
学識 眞木吉信  
学識 小澤義彦

### 成人保健医療常任委員会

委員長 薄葉博史  
副委員長 石塚哲也  
委員 醍醐毅  
委員 根岸哲夫  
委員 多賀谷守  
学識 尾崎哲則  
学識 福田雅臣

### 高齢者保健医療常任委員会

委員長 細野純  
副委員長 小山亨  
副委員長 秋山博明  
委員 高野直久  
委員 池田作  
委員 三上周二  
委員 神尾政治  
委員 宮内均  
委員 澤正宏  
学識 金子芳洋  
学識 矢澤正人

### 東京都歯科医師会事務局

局長 高島欣也  
事業第一課長 榎本勲  
主事 大坂秀夫  
課員 浦山すみ子  
課員 権田昭二